

第 4 期 静岡県地域福祉支援計画の中間見直し

(福祉長寿局福祉長寿政策課)

1 概要

第 4 期静岡県地域福祉支援計画（令和 3 年度～令和 8 年度）について、計画策定後における地域福祉を取り巻く状況と課題等を踏まえ、令和 5 年度に中間見直しを行う。

2 第 4 期計画の概要

(1) 計画の概要

計画の位置付け	市町の地域福祉計画の達成に資するために、広域的見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画(社会福祉法第 108 条)
計画期間	令和 3 年度～令和 8 年度（6 年間） ※3年で中間見直し
基本理念	個性や多様性を尊重し認め合い、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域を共に創る共生の“ふじのくに”づくり
基本目標	一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる孤立しない地域共生社会

(2) 施策体系

施策の方向(大柱)	施策の基本方向(中柱)
I 共生の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> 「地域共生」の意識の醸成 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進 学校における福祉教育の推進
II 共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 住民の地域活動への参加・交流の促進 多様な主体による双方向型の地域活動の推進 ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進
III 福祉の基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な支援体制構築の推進 希望や自立につなぐセーフティネットの整備 権利擁護の推進 福祉サービスを担う人材の養成・確保 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上

3 中間見直しの考え方

- ・ コロナ禍における生活困窮者の増加、ヤングケアラーの社会問題化など、計画策定後の地域福祉を取り巻く状況変化への対応
- ・ 計画の進捗評価を踏まえた改善、総合計画や分野別計画との整合性の確保



計画の骨格である基本理念や施策の方向は維持しつつ、取組や指標を見直し

※社会福祉法第 108 条第 1 項(抜粋)

都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

※静岡県地域福祉支援計画(抜粋)

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とし、3 年で中間見直しを行います。

4 見直し体制

(1) 静岡県地域福祉支援計画評価委員会

所掌事務：支援計画の評価、進捗管理、中間見直し

委員構成：外部有識者 計 11 名（現行計画の策定委員会委員から選出）

・委員 長：中島 修（文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授）（敬称略）

(2) 静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部

所掌事務：支援計画の策定及び推進

委員構成：本部長（健康福祉部長）、本部員（各部の関係局長等）の計 22 名

5 想定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援計画 評価委員会				社福審 ○		第1回 ●			第2回 ●		第3回 ●	
支援計画 策定推進本部							第1回 ○				第2回 ○	
事務局 (福祉長寿政策課)				←→ 骨子案作成			←→ 素案作成			←→ 最終案作成		←→ 公表
意見聴取						←→ 地域別会議 (県内5地区※)			←→ パブリック コメント			

※①賀茂、②熱海伊東・三島田方、③駿東富士、④中部、⑤西部

静岡県地域福祉支援計画 中間見直しの構成案（現行計画との比較）

第4期（現行）静岡県地域福祉支援計画	中間見直し 構成案
<p>第1章 計画の趣旨（P1～4） 見直しなし</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画の期間 	
<p>第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題（P5～14） 見直しなし</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉を取り巻く社会状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人口構造の変化 (2) 県民意識の状況 (3) 地域の生活課題の状況 2 地域福祉を取り巻く現状と課題 3 取組の方向性 	
<p>第3章 計画の基本的考え方（P15～17） 見直しなし</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本目標（目指すべき将来像） 3 施策体系 4 施策の方向 5 地域福祉を推進する各主体の役割 	
<p>第4章 施策の推進（P19～95） 見直しあり</p> <p>I 共生の意識づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「地域共生」の意識の醸成 2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進 3 学校における福祉教育の推進 <p>II 共生の地域づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民の地域活動への参加・交流の促進 2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進 3 ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進 4 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進 <p>III 福祉の基盤づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 包括的な支援体制構築の推進 2 希望や自立につなぐセーフティネットの整備 3 権利擁護の推進 4 福祉サービスを担う人材の養成・確保 5 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上 	<p>第4章 施策の推進（P19～95）</p> <p>I 共生の意識づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「地域共生」の意識の醸成 2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進 3 学校における福祉教育の推進 <p>II 共生の地域づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民の地域活動への参加・交流の促進 2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進 3 ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進 4 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進 <p>III 福祉の基盤づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 包括的な支援体制構築の推進 2 希望や自立につなぐセーフティネットの整備 3 権利擁護の推進 4 福祉サービスを担う人材の養成・確保 5 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上
<p>第5章 計画の推進（P96～101） 見直しあり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の推進体制 2 目標設定と進捗管理 3 数値目標 	<p>第5章 計画の推進（P96～101）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 数値目標